・第５条第１項の三第６号を第５号に、「賞罰に関すること」を「賞罰委員会事務局に関すること」に変更、三第７号に「保健衛生及び衛生委員会事務局に関すること」を追加
・第５条第１項の六第２号の「広告審査委員会」を「広告審査小委員会」に変更
・第５条第１項の十二第４号に「研修用テキストの作成に関すること」を追加
・第５条第１項の十三第５号に「下記のものの受理に基づく協会員情報の維持管理に関すること①定款に基づく営業及び財産に係る報告②定款施行規則に基づく登録事項の変更に係る届出」を追加、十三第６号に「協会員との交流に関すること」を追加、十三第７号に「業務用書式等会員向け提供物に関すること」を追加、十三第８号に「協会会費の請求・督促に関すること」を追加
・第５条第１項の十六第４号に「協議会の運営に関すること」を追加
・第５条第１項の十八第３号の「クレジットカウンセリング協会」を「㈶日本クレジットカウンセリング協会」に変更
・第５条第１項の二十に「資格試験センター準備室」を追加、二十第１号に「指定試験機関認可の準備に関すること」、第２号に「主任者登録事務の準備に関すること」、第３号に「登録講習の準備に関すること」を追加

附　則

この規則は、平成21年６月18日から改正施行する。

（21. 6.16　第３回理事会決議）

・第３条第１項の八及び同条第８項を追加
・第４条（資格試験センター準備室の設置）を削除及びこれに伴い、第５条以降順次繰り上げ
・第４条第１項の二十の「資格試験センター準備室」を「試験事務課」に変更及び所掌事務を変更・追加並びに同条同項の二十一に「登録事務課」及び所掌事務を追加
・第５条第５項を追加及びこれに伴い、第５項以降順次繰り下げ（第５条第７項「第５項の～」を同条第８項「第６項の～」に変更）

附　則

この規則は、平成22年６月15日から改正施行する。

（22. 5.13　第２回理事会決議）

・第３条第１項の七の「相談センター」を「貸金業相談・紛争解決センター」に変更
・第３条第７項の二を追加及びこれに伴い、同条同項の二を三に変更
・第４条第１項の十七の所掌事務を修正・追加、同条同項の十八に「紛争受付課」及び所掌事務を新たに追加（これに伴い、十九以降順次繰り下げ）、同条同項の十九の所掌事務を修正・追加、同条同項の二十一の所掌事務を一部削除及び同条同項の二十二の所掌事務を修正・追加
・第５条第４項の「相談センター」を「貸金業相談・紛争解決センター」に変更、同条第６項乃至第７項に「室・」を追加修正
・第７条第１項～第３項の「部長」を「部長又はセンター長」に、「部」を「部又はセンター」に修正、また「室長」を追加
・第９条に「センター長、室長」を追加
・第10条の「課」を「部署」に修正

附　則

1　この規則は、平成22年10月１日から改正施行する。

2　前項の規定にかかわらず、第３条第５項の一に係る改正は、平成22年７月１日から施行する。

（22. 9.28　第６回理事会決議）

・第３条第５項の一の「研修課」を「システム課」に変更
・第４条第１項の一第26号及び第27号を追加挿入、これに伴い第26号を第28号に繰り下げ
・第４条第１項の二第10号を削除、これに伴い第11号以降を順次繰り上げ
・第４条第１項の十二の「研修課」を「システム課」に変更し、所掌事務を集約・追加
・第４条第１項の十三第４号を削除、これに伴い第５号以降を順次繰り上げ
・第４条第１項の十四第５号及び第６号を削除
・第４条第１項の十五第３号及び第４号を削除、これに伴い第５号を第３号に繰り上げ及び第４号、第５号、第６号を追加

附　則

この規則は、平成25年４月１日から改正施行する。

（25. 3.19　第12回理事会決議）

・第３条第１項の一を「総務部」、二を「業務企画部」、三を「会員業務部」、四を「規律審査部」に変更し、これに伴い、従前の「四」を「五」に繰り下げ並びに「七」及び「八」を「六」及び「七」に繰り上げ
・第３条第２項「管理部」を「総務部」に変更
・第３条第３項に「業務企画部」を新設し、同条同項の一に「会員加入促進登録課」、二に「企画課」、三に「消費者啓発課」、四に「貸金戦略課」を新設
・第３条第４項に従前の「コンプライアンス部」を「会員業務部」に変更し、同条同項の二を従前の「業務課」を「コンプライアンス課」に変更、また、同条同項の三に「業務研修課」を新設し、従前の「広告審査課」を同条同項の四に繰り下げ
・第３条第５項に従前の「規律審査室」を「規律審査部」として新設し、同条同項の一に「調査課」を、二に「審査課」を新設
・第３条第６項に、従前の同条第４項を繰り下げ
・従前の第３条第５項及び同条第６項を削除
・従前の第３条の２を削除し、第３条の２「事務局に内部監査室を設置する。」を新設
・第４条第１項の一に、従前の「総務企画部」を削除し、「総務課」を繰り上げ、同条同項の一第１号に、従前総務企画部所掌事務の総会や理事会等の運営に関することを移管、これに伴い、従前の一第１号以下順次繰り下げ、また、同条同項の一第13号に、従前の第13号「総務企画部」を「業務企画部企画課」に変更〔第13号については、人事課、経理課も同様〕し、従前の「第12号」を「第14号」に繰り下げ、同条同項の一第15号から第18号までの従前会員部システム課所掌事務を移管
・第４条第１項の二第９号に「職員の研修等に関すること」を追加、これに伴い、従前の「第９号」を「第10号」に繰り下げ
・第４条第１項の四に「会員加入促進登録課」を新設し、四第１号から第６号までの従前の会員部会員課所掌事務を移管
・第４条第１項の五に「企画課」を新設し、五第１号から第21号までの従前の総務企画部所掌事務を、また、五第22号から第26号までの従前の企画調査部所掌事務を移管
・第４条第１項の六に「消費者啓発課」を新設し、六第１号及び第２号に従前の企画調査部所掌事務を移管
・第４条第１項の七に「貸金戦略課」を新設し、七第１号及び第２号に従前の企画調査部所掌事務を移管し、また、七第３号に「協会員との交流等（意見交換含む）に関すること」を追加
・第４条第１項の八に、従前の「五」を繰り下げ、従前の「第６号」を「第１号」に変更、第２号に「自主規制部門調整に関すること」を追加、第３号に従前の企画調査部所掌事務を移管、従前の第１号から第４号を第４号から第７号に繰り下げ、従前の第５号を削除
・第４条第１項の九に、従前の六「業務課」を「コンプライアンス課」に変更し、従前の第２号を削除、九第２号から第４号までの事務を追加
・第４条第１項の十に「業務研修課」を新設し、十第１号及び第２号に従前の企画調査部所掌事務を移管、十第３号に「学習支援プログラムに関すること」を追加